

別紙

新 旧 対 照 表

(下線部は変更部分)

室蘭市アイヌ施策推進地域計画

令和2年3月23日認定

令和4年3月10日変更承認

令和5年3月10日変更承認

変更後	変更前
1. ～ 5. (略)	1. ～ 5. (略)
6. 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費 (1) 文化振興事業 事業内容：4―2と同じ 事業期間：令和2年度から令和6年度(事業スケジュールを添付) 事業費： <u>63,767千円</u>	6. 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費 (1) 文化振興事業 事業内容：4―2と同じ 事業期間：令和2年度から令和6年度(事業スケジュールを添付) 事業費： <u>77,203千円</u>
(2)、(3) (略)	(2)、(3) (略)
7. ～ 10. (略)	7. ～ 10. (略)

アイヌ施策推進地域計画

1. アイヌ施策推進地域計画の名称
室蘭市アイヌ施策推進地域計画
2. アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称
北海道室蘭市

3. アイヌ施策推進地域計画の目標

- (1) 地域におけるアイヌ文化等の現状及び課題

室蘭市域では、天然の良港を背景に、アイヌの人々の古くからの暮らしが遺跡や地名として確認される。特にアイヌ語の地名は、市域全体で100を超える地名が記録されており、全道的に見ても多いと言える。

室蘭は、アイヌ文化に係る研究の蓄積も豊富で、アイヌ語学者として名高い金田一京助氏が、ユカラ（叙事詩）をはじめとするアイヌ語や口承文芸の研究に初めて取り組んだ地として知られており、また、アイヌ民族出身のアイヌ語学者である知里真志保氏、アイヌ語地名研究の第一人者として知られる山田秀三氏が、豊富なアイヌ語地名を元に共同で地名研究を行ったのも室蘭である。

知里真志保氏・山田秀三氏著「室蘭市のアイヌ語地名」には、アイヌは土地に対する捉え方を、そのまま地名として名付けている旨が書かれているが、室蘭市の絵鞆（えとも）半島外海岸（太平洋側海岸）では、ハルカラモイ（ハルカルモイ：食料とる入江）、増一浜（マスイチセ：海猫の家）、地球岬（ポロチケウェ：大きい断崖）、トッカリシヨ浜（トゥカリシヨ：アザラシ岩）など、地名としてアイヌ語で名付けられた当時の自然や景観が、現在もそのままに残されている。このため、平成24年1月に国（文化庁）から「名勝ピリカノカ（美しい形）絵鞆半島外海岸」の指定を受けており、アイヌの人々の精神性や自然観・暮らしを現地で体感できる景勝地「生きた地名の地」と言われている。

室蘭市には昭和51年3月に社団法人北海道ウタリ協会室蘭支部が設立された。その後、平成26年4月に室蘭アイヌ協会へ組織を改め、これまでアイヌ文化の復興や伝承を図るとともに、絵鞆臨海公園内の先住民慰霊碑や室蘭市イタンキ生活館を活動の拠点としてアイヌの伝統的儀礼を開催するなど、アイヌ文化等の発信を行ってきた。

また、室蘭市教育委員会では、アイヌ文化への理解を深めるために、室蘭市民俗資料館におけるアイヌ民具をはじめとする関連資料の保存・展示のほ

か、アイヌ文化の解説を実施し、市内ではアイヌの歴史や文化を学ぶ機会の充実が図られており、市民の関心が高まりつつある。

このように、市内にはアイヌの歴史や文化を学ぶ機会が、一定程度あり、市民の関心は高まりつつあるものの、貴重なアイヌ関係資料の保存・展示にあたり、中にはそのままの展示に耐えられないものがあることから、資料の複製作成、収蔵機器の更新などが急務となっている。

室蘭アイヌ協会の活動拠点となっている室蘭市イタンキ生活館については、老朽化が著しく、室内設備も古く、一部雨漏りや壁の亀裂等も生じており、日常的な利用や非常時の一時避難所としての機能にも支障を来し、改修への要望も多い。また、絵鞆臨海公園内の「エンルム・チャシ」跡地には、室蘭港開港90年、市制施行40年を記念して室蘭市が設置した先住民慰霊碑があり、その前の広場は、「カムイノミ・イチャルパ」の開催場所となっているが、慰霊碑は、老朽化により亀裂や腐食が著しく、改修への要望も多い。

室蘭市においては、アイヌ文化に対する理解を促進し、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される共生社会の実現を図るため、アイヌの有形・無形の貴重な文化遺産に親しめる場や、地域住民がアイヌの人々と交流できる場を充実させる必要があると考えている。

※アイヌ関連団体

- ・室蘭アイヌ協会（設立：昭和51年3月、代表者：西澤政治、会員数：32名）

※アイヌ文化等関連施設

①室蘭市イタンキ生活館

所在：室蘭市東町3丁目13番26号

現況：昭和56年12月設置。アイヌの人々及び地域住民の生活環境の改善及び社会福祉の増進を目的に設置し、生活上の各種相談事業、地域交流及び伝統文化の教育の場となっている。

②室蘭市民俗資料館

所在：室蘭市陣屋町2丁目4番25号

現況：昭和55年4月設置。埋蔵文化財を含む約22,000点の資料が収蔵展示されている。続縄文期の資料の他、アイヌ民具や近世アイヌ文化期の遺跡出土資料などアイヌ文化にゆかりの資料も保存公開している。

③先住民慰霊碑

所在：室蘭市絵鞆町2丁目室蘭市絵鞆岬展望台

現況：昭和37年9月に設置。室蘭港開港90年、市政施行40年を記念して設置したものであり、白鳥湾を景観する絵鞆岬展望台に設置されている。

④名勝ピリカノカ絵鞆半島外海岸

所在：室蘭市母恋南町3丁目、母恋南町4丁目、清水町1丁目、増市町2丁目、周辺海域

現況：平成24年に1月に国から「名勝ピリカノカ絵鞆半島外海岸」に指定され、地名としてアイヌ語で名付けられた当時の自然や景観が、現在もそのままに残されている。

(2) アイヌ施策推進地域計画の目標

【概要】

アイヌ文化等の次世代への承継を確実なものとするとともに、地域に存するアイヌ文化等を発信し、内外におけるアイヌ関連の交流活動を活発化させ、魅力ある地域社会の形成を目標とする。

(3) 数値目標

事業	アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業			地域内及び地域間の交流並びに国際交流の促進に資する事業
KPI	市民見学会参加者数	室蘭市民俗資料館利用者数	絵鞆岬展望台入込数	イタンキ生活館利用者数
令和2年度 (基準年度)	45 人/年間	3,300/年間	—	500 人/年間
令和3年度	—	3,500/年間	—	1,500 人/年間
令和4年度 (中間目標)	—	3,500/年間	6,500 人/年間	1,700 人/年間
令和5年度	—	3,500/年間	7,000 人/年間	2,000 人/年間
令和6年度 (最終目標)	—	3,500/年間	10,000 人/年間	2,300 人/年間

4. アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項

4－2 アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業

■ アイヌ文化の体験交流事業・・・アイヌ文化に係る一般市民向け講演会や展示会、体験学習事業等を開催する。またウポポイ（民族共生象徴空間）への市民見学会を開催し、アイヌ文化の理解を促進する。

■ アイヌ関連資料保存整備事業・・・室蘭市民俗資料館で保管・展示しているアイヌ関係資料について、資料の複製作成や収蔵機器の更新を行い、保存環境の適正化を図るとともに展示による公開を促進する。

■ 絵鞆岬慰霊碑等整備事業・・・絵鞆岬展望台にある先住民慰霊碑の改修や周辺環境の整備を行い、後世に地域のアイヌ文化の伝統の継承の拠点とし、地域住民や観光客などへのアイヌ文化の理解を促進する。

4－4 地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業

■ 室蘭市イタンキ生活館改修事業・・・室蘭アイヌ協会の活動拠点となっている室蘭市イタンキ生活館の改修を行う。

5. 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

6. 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費

(1) 文化振興事業

事業内容：4－2と同じ

事業期間：令和2年度から令和6年度（事業スケジュールを添付）

事業費：63,767千円

(2) 地域・産業振興事業

(3) コミュニティ活動支援事業

事業内容：4－4と同じ

事業期間：令和2年度（事業スケジュールを添付）

事業費：56,926千円

7. アイヌ施策推進地域計画が法第10条第9項各号に掲げる基準に適合する

と認められる理由

- (1) 「アイヌ施策の意義及び目標」との適合性（第1号基準）「アイヌ施策の意義及び目標」に適合したアイヌ施策の推進を図るために必要な事業の記載（第2号基準）

■ 4-2に記載する事業は、アイヌの伝統等に関する理解を促進することによって、アイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。

■ 4-4に記載する事業は、アイヌの人々やアイヌ文化と交流する市民の活動環境の改善を図ることによって、アイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。

- (2) 反社会的勢力やその関係者（以下「反社会的勢力等」という。）の関与の可能性（第2号基準）

4の事業については、室蘭市の事業として実施するものであり、反社会的勢力等の関与はない。

また、事業の一部は、民間企業への委託を想定しているが、本市が定める契約に係る規定により、委託先において反社会的勢力等の関与を認めないため、関与の可能性はない。

- (3) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること（第3号基準）

■ 事業の実施主体の特定

6で記載の事業については、事業担当部署である室蘭市保健福祉部高齢福祉課、経済部観光課、室蘭市教育委員会教育部生涯学習課が事業者を特定もしくは想定しており、その妥当性を検証している。

■ 事業実施スケジュールの明確性

6で添付の工程表は、事業担当部署である室蘭市保健福祉部高齢福祉課、経済部観光課、室蘭市教育委員会教育部生涯学習課が特定もしくは想定している事業者からの聞き取りを踏まえて作成したものであり、その妥当性を検証している。

■ 地域住民の意見聴取

計画策定に当たり、アイヌの人々をはじめ地域住民から意見を聞いているが、反対意見はなかった。

8. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

(1) 目標の達成状況に係る評価の手法

3に記載するK P Iは、実績値を公表する。また、市町村の外部有識者等により、目標の達成状況等について検証を行い、改善点を踏まえて計画期間内の事業実施等に反映する。

(2) 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

時期：計画期間における毎年度3月末時点

内容：数値目標の達成状況について、毎年度7月に市町村の外部有識者等による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。

(3) 目標の達成状況に係る評価結果の公表の手法

目標の達成状況に係る評価結果については、市公式ウェブサイトにて公表。

9. 法第10条第4項に規定する事業の実施により採取する林産物の種類、当該林産物を採取する場所、当該事業の必要性その他の内閣総理大臣が必要と認める事項

※ 記載事項なし

10. 内水面さけ採捕事業を実施する機関、当該内水面さけ採捕事業に使用する漁具その他の内閣総理大臣が必要と認める事項

※ 記載事項なし